

民法改定案から抜粋

(親の責務等)

第八百十七條の十二 父母は、子の心身の健全な発達を図るため、その子の人格を尊重するとともに、その子の年齢及び発達に程度に配慮してその子を養育しなければならない。かつ、その子が自己と同程度の生活を維持することができるよう扶養しなければならない。

2 父母は、婚姻関係の有無にかかわらず、子に関する権利の行使又は義務の履行に関し、その子の利益のため、互いに人格を尊重し協力しなければならない。

(離婚又は認知の場合の親権者)

第八百十九條 父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その双方又は一方を親権者と定める。

2 裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の双方又は一方を親権者と定める。

3 子の出生前に父母が離婚した場合には、親権は、母が行う。ただし、子の出生後に、父母の協議で、父母の双方又は父を親権者と定めることができる。

4 父が認知した子に対する親権は、母が行う。ただし、父母の協議で、父母の双方又は父を親権者と定めることができる。

5 (略)

6 子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子又はその親族の請求によって、親権者を変更することができる。

7 裁判所は、第二項又は前二項の裁判において、父母の双方を親権者と定めるかその一方を親権者と定めるかを判断するに当たっては、子の利益のため、父母と子との関係、父と母との関係その他一切の事情を考慮しなければならない。この場合において、次の各号のいずれかに該当するときその他の父母の双方を親権者と定めることにより子の利益を害すると認められるときは、父母の一方を親権者と定めなければならない。

一 父又は母が子の心身に害悪を及ぼすおそれがあると認められるとき。

二 父母の一方が他の一方から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動（次項において「暴力等」という。）を受けるおそれの有無、第一項、第三項又は第四項の協議が調わない理由その他の事情を考慮して、父母が共同して親権を行うことが困難であると認められるとき。

8 第六項の場合において、家庭裁判所は、父母の協議により定められた親権者を変更することが子の利益のため必要であるか否かを判断するに当たっては、当該協議の経過、その後の事情の変更その他の事情を考慮するものとする。この場合において、当該協議の経過を考慮するに当たっては、父母の一方から他の一方への暴力等の有無、家事事件手続法による調停の有無又は裁判外紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第一条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。）の利用の有無、協議の結果についての公正証書の作成の有無その他の事情をも勘案するものとする。

(親権の行使方法等)

第八百二十四條の二 親権は、父母が共同して行う。ただし、次に掲げるときは、その一方が行う。

一 その一方のみが親権者であるとき。

二 他の一方が親権を行うことができないとき。

三 子の利益のため急迫の事情があるとき。

2 父母は、その双方が親権者であるときであっても、前項本文の規定にかかわらず、監護及び教育に関する日常の行為に係る親権の行使を単独ですることができる。

3 特定の事項に係る親権の行使（第一項ただし書又は前項の規定により父母の一方が単独で行うことができるものを除く。）

について、父母間に協議が調わない場合であって、子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、父又は母の請求により、当該事項に係る親権の行使を父母の一方が単独ですることができる旨を定めることができる。

家事事件手続法

第五款 家事審判の手続における子の意思の把握等

第六十五条 家庭裁判所は、親子、親権又は未成年後見に関する家事審判その他未成年者である子(未成年被後見人を含む。以下この条において同じ。)がその結果により影響を受ける家事審判の手続においては、子の陳述の聴取、家庭裁判所調査官による調査その他の適切な方法により、子の意思を把握するように努め、審判をするに当たり、子の年齢及び発達の程度に応じて、その意思を考慮しなければならない。

こども基本法

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

民事法律扶助における利用者負担の見直し、民事法律扶助の対象事件の拡大及び 持続可能な制度のためにその担い手たる弁護士報酬の適正化を求める決議（抜粋）

「当連合会は、民事法律扶助制度を法的セーフティネットとして十分に機能させるため、国に対し、以下のとおり求める。

- 1 弁護士等の調停・裁判等の際の費用（代理援助費用）について、立替・償還制を改めて原則給付制を採用し、資力が一定程度を超えている利用者のみ負担能力に応じて負担する（応能負担）など、利用者負担の軽減を図ること。
- 2 現在当連合会が行っている法律援助事業を国費・公費化することを始めとして、法的支援が必要な事案に対して民事法律扶助制度の範囲を拡大すること。
- 3 財政基盤の脆弱さから弁護士報酬が低廉に抑えられてきた扶助協会における扶助制度を継承した現在の状況を改め、民事法律扶助制度が権利実現のための持続可能な制度となるよう代理援助における弁護士報酬の適正化を図ること。

当連合会は、人権の国内的保障システムである司法へのアクセスを確保するため、引き続き民事法律扶助の担い手の養成に努めるとともに、上記の点を含む民事法律扶助制度の抜本的改革に向けて全力を尽くす決意である。

以上のとおり決議する。

2023年（令和5年）3月3日

日本弁護士連合会

FAQ

Q こどもに意見を聴くとき保護者はどう関わればいいですか？

A

年齢にかかわらず、意見表明の主体はこどもです。気持ちや考えは保護者の意向と異なる場合があります、一人の人として自由に意見を表明することができるようにすることが重要です。こどもに関わる保護者の意見は大切ですが、こどもの意見を保護者に聞くことで意見を聴いたことにせず、直接意見を聴く方法を検討してください。

なお、こどもに意見を聴く際、会場までの移動やオンライン会議システムの設定、車いすや医療機器の操作等、こどもの年齢や状況、意見を聴く方法等により保護者や支援者のサポートが必要な場合があります。その際は、同伴者のための待機場所や交通費等の準備が必要です。また、未成年や義務教育課程のこどもの場合、連絡先の提供や意見の公表、写真の利用等、保護者等の許諾が必要な事項があることに留意します²³。

💡 ヒント こども家庭庁の「こども若者★いけんぷらす」

- ・ 義務教育課程のこども(16歳未満)の登録には保護者等責任あるおとなの承諾を得ている
- ・ 小・中学生が参加する場合、本人の他同伴者1人まで交通費を負担

声を聴かれにくいポイント	こども・若者の例	声を聴かれにくさの例 ⁴⁶
学校、地域、生活の場等を通じて情報や参画機会をつくるのが困難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不登校のこども ・ 中退した若者 ・ 経済的に困難な家庭のこども・若者 ・ ヤングケアラー ・ アクセスの難しい地域に住むこども・若者 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヒアリングの場に、学校の知り合いが同じ場にいる可能性があることで参加しにくいことがある。(意見を言う機会があったとしても)みんなが集まる場所に行くことに抵抗がある ・ 政策に自分事として接する機会が少なく、政策が縁遠いものという認識があるため、政策に対して意見を言う気持ちになりにくい ・ ヤングケアラーは、自分がヤングケアラーだと自認していないことが多いため、ヤングケアラーの立場で意見を言いたいという人にアプローチすることが難しい ・ 自分の思いを言える相手や本音を言えるコミュニティが無く、自分のことを語る際につまづくことがある ・ 会場までのアクセスが難しいことで、意見表明の催しやイベントについての情報を手に入れても、行くことができず、機会を奪われることがある ・ 自分が置かれている環境(経済的に困窮している、ひとり親家庭である)を周りの人に知られるのが嫌で発言を控えてしまう
意見表明の手法の選択肢が限られていることから受け止める側も聴くための工夫が特に必要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児・医療的ケア児 ・ 外国人のこども・若者 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の行動の理由や自分の思いをうまく人に伝えられない人もいる ・ 医療的ケア児のコミュニケーションは、指文字や握り返し⁴⁷等が活用されていることがあり、親や身近な人以外には伝わりづらいことがある ・ 日本語学習において、実用的な言葉を先に学び、気持ちや感情についての表現は後から学ぶため、抽象的に「気持ち」や「感情」を聞かれると、日本語で答えることが難しい
意見を言うことが安全・安心でない等、意見を言う環境に特別な配慮や工夫が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的養護の下で暮らすこども、社会的養護経験者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育ってきた経験によって、自分がどんな気持ちか分からなくなるまで感覚自体が失われていることもある
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待を受ける、または受けたことがあるこども・若者 ・ 性的マイノリティのこども・若者 ・ いじめを受ける、または受けたことがあるこども・若者 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 何事に対しても自分に原因があると考えてしまい、言う前に自分で止めてしまう。言っても人が動いてくれないのではないかと、言えば怒られるのではないかと、を気にしてしまう ・ アウティング(意図せず性的指向⁴⁸やジェンダーアイデンティティ⁴⁹を第三者に知られること)のリスクがあるため、自身の性的指向やジェンダーアイデンティティを明らかにした上で意見表明がしづらい ・ いじめの情景を思い出したくないと感じたり、話すことで苦痛を感じたりすることがあるため、話したくないことが多い
言葉だけではなく、年齢及び発達段階に応じて、その意思(思いや願い)が多様な形で表れ、受け止める側も聴くための工夫が特に必要な乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児期のこども(0歳、概ね1歳～3歳未満の幼児、概ね3歳以上の幼児) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 声には出さないが表情等で表現することもあるため、声に出していることと考えることが異なる可能性がある ・ 乳幼児は今を生きているため、今の最善は言えるが、先のことを考えて意見できるわけではなく、時間が経つと意見が変わることがある

Q39 自身の経験を踏まえて今後、父母の離婚又は別居を経験する子ども達について、どのような支援や配慮をしていくことが望ましいと思いますか。(MA)

	離婚又は別居の前後に子どもの精神面・健康面に問題が生じていないかを子どものエックする制度	子どものための身近な相談窓口の設置	子どもの気持ちを父母や裁判所に伝える制度	子どもの権利を尊重する法律の整備	なげれば離婚又は別居時には子どもの権利・啓発を尊重し	その他	回答者数
数	443	429	267	374	309	56	1000
率	44.3	42.9	26.7	37.4	30.9	5.6	